

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正 (令和2年1月31日基発0131第4号)

1 改正の趣旨

- 従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「**林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン**」(H6.7.18基発461号の3。以下「**ガイドライン**」という。)を踏まえ、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。
- 「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、車両系木材伐出機械を用いた作業等による労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年2月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）**により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。



2 改正の概要

- ① **改正省令による改正箇所に関する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることを**より明確に示す**こと。
 - ・ 安衛則第151条の89第2項（車両系木材伐出機械を用いて行う作業）、第151条の125第2項（林業架線作業）及び第151条の153第2項（簡易林業架線作業）に基づき、各作業の**作業計画に示す事項**に、それぞれ「**労働災害が発生した場合の応急の措置**」及び「**傷病者の搬送の方法**」が追加されたことを踏まえ、ガイドラインにおける記載を改正省令の規定に合わせた。
- ② **山林における通信を取り巻く環境等**を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定を**より適切な表現に改める**こと。
 - ・ ガイドラインでは、従来、**無線通信（トランシーバーを含む。）による通信を前提**にしていたが、昨今の携帯電話の普及状況（※）等を踏まえ、**携帯電話等（スマートフォンを含む。）による通信も可能であることを明確**にした。
 - （※）電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話等のサービスエリアは、人口比率で99.99%をカバー（平成29年度末（総務省））。